

出産育児一時金の医療機関直接支払制度について

当院では、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただきます。

- 妊婦の方がご加入されている保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金を請求いたします。手続きについて手数料はいただきません。
(出産育児一時金には、家族出産育児一時金・共済の出産費用及び家族出産費を含みます)
- 退院時に当院からご請求する入院分娩費用の総額が一時金(50万円)の範囲内であれば現金等でお支払いいただく必要がなくなります。
 - ・出産費用が50万円を超えた場合は、不足額をお支払いいただくことになります。
 - ・出産費用が50万円未満で収まった場合は、その差額を保険者に請求することができます。
- 帝王切開などの保険診療を行った場合、3割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの3割負担のお支払いにも充てさせていただきます。

〈妊婦の方へのお願い〉

- ①この制度の利用は保険に加入されていることが必要です。当院でも機会のあるたびマイナ保険証又は資格確認書を確認させていただきますが、マイナ保険証又は資格確認書が変更された場合には、速やかにマイナ保険証又は変更後の資格確認書をご提示ください。
退院までに有効な保険証のご提示がない場合は、この制度の利用は出来ず、出産費用の全額を現金等でお支払いいただくことになります。
※マイナ保険証とは、健康保険証登録済みのマイナンバーカードを指します。
※有効期間内の被保険者証を利用することも可能です。
※退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は在職時の医療保険から給付を受けることもできます。その際は、退職時に交付されている資格喪失証明書も併せてご提示ください(詳細は以前のお勤め先にお問い合わせください)。
- ②妊婦健診等によって、出産時に帝王切開など高額な保険診療が見込まれるとわかった方で、マイナ保険証をお持ちでない方は、加入されている保険者に「限度額適用認定証」等を申請し、それを事前にご提示いただければ、退院時の窓口支払が減額されることがあります。
※マイナ保険証をお持ちの方は、限度額適用認定証等の提示は不要です。

以上説明を受け、加入する保険者から支給される出産育児一時金について、直接支払制度を利用します。

年 月 日

診察券番号：

出産予定日：西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

妊産婦氏名：

被保険者氏名：

〒474-0038

愛知県大府市森岡町1丁目193番地
医療法人慧成会 産院いしがせの森
佐藤 匡昭